

猿払村簡易水道事業

令和 3 年度

水 質 検 査 計 画

《水質検査計画とは》

水質検査は、水質管理の基本となるもので、水道水が水質基準に適合し安全で衛生的であることを保障するために不可欠なものです。

水質検査計画とは、この水質検査について、どこで採水し、どのような検査内容により、どのくらいの回数とするかなどをまとめたものであり、効果的、かつ合理的な水質管理を実現するものです。

また、水質検査計画とその結果については、需要者の皆様に広くお知らせすることにより、検査内容の適正化と透明性の確保が図られることとなります。

つきましては、需要者の皆様に安心して水道水を利用していただけるよう水質検査計画を策定しましたので、ここに公表いたします。

目 次

| | |
|---------------------------|---|
| 1. 基本方針 | 1 |
| 2. 水道事業の概要 | 1 |
| 3. 水道の原水および水道水の状況 | 2 |
| 4. 検査地点 | 2 |
| 5. 水質検査項目および検査頻度 | 3 |
| 6. 臨時水質検査 | 3 |
| 7. 水質検査方法および委託内容 | 3 |
| 8. 採水及び運搬方法等 | 3 |
| 9. 水質検査の実施状況における確認 | 3 |
| 10. 水質検査計画および水質検査結果の公表 | 4 |
| 11. その他の水質検査の実施に際し配慮すべき事項 | 4 |
| 12. 関係機関との連携 | 4 |

1. 基本方針

水道水が水質基準に適合し、安全で良質であることを確認するために、以下の方針で水質検査を行います。

- (1) 水質検査は、水質基準が適用される給水栓（蛇口）に加え、水源についても行います。
- (2) 検査項目は、水道法で義務付けられている「水質基準項目」とします。
- (3) 検査頻度は、水道法等に基づき、過去の検査結果を十分考慮し、水道水の安全性の確保を最優先に考え、浄水場系統別に項目に応じて決定します。

2. 水道事業の概要

- (1) 給水状況は、表1のとおりです。

表1 給水状況

| 事業名 | 給水区域 | 給水区域内人口 | 計画給水区域内人口 | 普及率 | 計画給水人口 |
|------------|---|---------|-----------|------|--------|
| 鬼志別簡易水道事業 | 猿払村鬼志別 猿払村小石 | 1,158人 | 1,400人 | 100% | 1,400人 |
| 浜鬼志別簡易水道事業 | 猿払村浜鬼志別 猿払村知来別 猿払村鬼志別(一部) 猿払村豊里(一部) 猿払村芦野(一部) | 999人 | 1,030人 | 100% | 1,030人 |
| 浜猿払簡易水道事業 | 猿払村猿払 猿払村浜猿払(一部) 猿払村芦野(一部) 猿払村狩別 | 356人 | 452人 | 100% | 452人 |
| 浅茅野簡易水道事業 | 猿払村浅茅野 猿払村浅茅野台地 猿払村浜猿払(一部) | 232人 | 260人 | 100% | 260人 |

*給水区域内人口 令和2年3月末時点

(2) 浄水場施設概要

猿払村の水道は、河川表流水を水源とする浄水場と地下水を水源とする施設があります。

(表2参照)

表2 浄水施設の概要

| 施設名 | 住所 | 原水の種類 | 配水能力 | 浄水処理方法 |
|----------------------|-------------------|-----------------|-------------------------------|----------------------------|
| 鬼志別浄水場 (鬼志別簡易水道) | 猿払村 鬼志別西町230番地 | 鬼志別川 表流水 | 日最大給水量 1,500m ³ | 膜処理後塩素滅菌 |
| 小石浄水場 (鬼志別簡易水道) | 猿払村 小石291番地210 | | | 前処理(回転ドラム式ろ過) 緩速ろ過後塩素滅菌 |
| 豊里浄水場 (浜鬼志別簡易水道) | 猿払村 小石289番地67 | エコベ川 表流水 | 日最大給水量 950m ³ | 前処理(連続移動床砂ろ過) 緩速ろ過後塩素滅菌 |
| 狩別浄水場 (浜猿払簡易水道) | 猿払村 狩別2878番地4 | 猿払川水系 狩別川表流水 | 日最大給水量 545m ³ | 前処理(連続移動床砂ろ過) 緩速ろ過後塩素滅菌 |
| 成田の沢浄水場 (浅茅野簡易水道) | 猿払村 浅茅野300番1地先 | 猿払川水系 成田川表流水 | 日最大給水量 627m ³ | 前処理(繊維ろ過) 緩速ろ過後塩素滅菌 |
| 浅茅野ポンプ室 (浅茅野簡易水道) | 猿払村 浅茅野336番地 | 地下水 | 日最大給水量 106m ³ | 塩素滅菌 |

3. 水道の原水および水道水の状況

(1) 原水水質で留意すべき状況

猿払村の浄水場の水源となっている表流水は、人為的な汚染を受ける可能性がほとんどなく安全な水源といえますが、自然由来でフミン・フルボ酸、有機物に起因する色度が高いため、これらを考慮した処理を行っています。(表3参照)

表3 原水の注意すべき項目

| 施設名 | 水源 | 原水の汚染要因 | 水質管理上注意すべき項目 |
|---------|---------|---------|--------------|
| 鬼志別浄水場 | 鬼志別川表流水 | 特になし | 色度 |
| 小石浄水場 | | | |
| 豊里浄水場 | エコベ川表流水 | 特になし | 色度 |
| 狩別浄水場 | 狩別川表流水 | 特になし | 色度 |
| 成田の沢浄水場 | 成田川表流水 | 特になし | 色度 |
| 浅茅野ポンプ室 | 地下水 | 特になし | 特になし |

(2) 水道水の状況

水道水は、浄水場で原水の状況に応じた適正な浄水処理を行っているため、水質基準にすべて適合しています。需要者の皆様が安心できる、安全で良質な水をお届けしています。

4. 検査地点

(1) 浄水場の系列別に水質基準項目(表5水質検査表(1)参照)の検査を実施する給水栓を村内の6か所に設定しました。さらに水道法に基づく検査(表5水質検査表(2)参照)を実施する地点は村内10か所を選定しました。(表4参照)

表4 採水地点

| 施設名 | 検査場所 | 検査内容 |
|---------|-----------------------|------|
| 鬼志別浄水場 | 役場水道倉庫 | ●○ |
| 小石浄水場 | 小石簡易郵便局 | ●○ |
| 豊里浄水場 | 知来別排水処理施設 | ○ |
| | 浜鬼志別地区消防団施設(分団詰所) | ○ |
| | 浜鬼志別排水処理施設 | ●○ |
| 狩別浄水場 | 猿払地区バス停留所 | ○ |
| | 浜猿払簡易郵便局 | ○ |
| | 浜猿払排水処理施設 | ●○ |
| 成田の沢浄水場 | 浅茅野小学校 | ●○ |
| 浅茅野ポンプ室 | 浅茅野地区消防団施設(浅茅野交流センター) | ●○ |

●：水質基準項目の検査を実施する給水栓 ○：水道法に基づく検査の採水地点

(2) 水源水質を確認するため、浄水場の入口(着水井又はろ過手前)において原水を採水し、検査を行います。

5. 水質検査項目および検査頻度

(1) 水質基準が適用される給水栓の水質検査項目と検査頻度

法令に基づく水質基準項目（表5水質検査表（1）の51項目）は給水栓（蛇口）において水質検査を行います。

検査頻度については、過去3年間の検査結果をもとに、法令に基づいて検査頻度の省略を適用しますが、3年に1回まで減らすことができる項目については、水質が安定し良好であることを確認するために年1回とします。

浄水場系列別の水質検査頻度をまとめ、表6、表7、表8、表9、表10、表11のとおりとします。

(2) 原水の水質検査項目と検査頻度

法令に基づく水質基準項目（表5水質検査表（1）の51項目）は水源において、水質検査を行います。

検査頻度は、各水源について40項目の検査を年1回行います。

さらに、浄水場系列別の各水源についてクリプトスポリジウム等検査及び指標菌検査を適切な頻度にて行います。

6. 臨時水質検査

臨時水質検査は、水源の水質が著しく悪化したとき、水源に異常があったとき、浄水処理工程に異常があったとき等、特に必要があると認められるときに行います。

7. 水質検査方法および委託内容

水質検査および浄水処理工程の確認のために行う検査などは委託しています。

水質基準項目の検査については、水道水検査の実績、信頼性の保証、検査精度管理の状況、臨時水質検査の体制などを重視して、厚生労働大臣の登録検査機関（水道法第20条第3項の規定に基づく機関）に委託しています。

8. 採水及び運搬方法等

水質基準項目（表5水質検査表（1）参照）の検査及び水道法に基づく検査（表5水質検査表（2）参照）のための採水は、水道施設管理の委託先機関職員又は猿払村職員が行います。採水容器及び採水方法については、別紙「採水の手引き」のとおりとします。

運搬方法については、水質検査機関が責任を持って試料を受け取り、検査施設までの運搬経路を定め、告示法を遵守して搬入することとします。

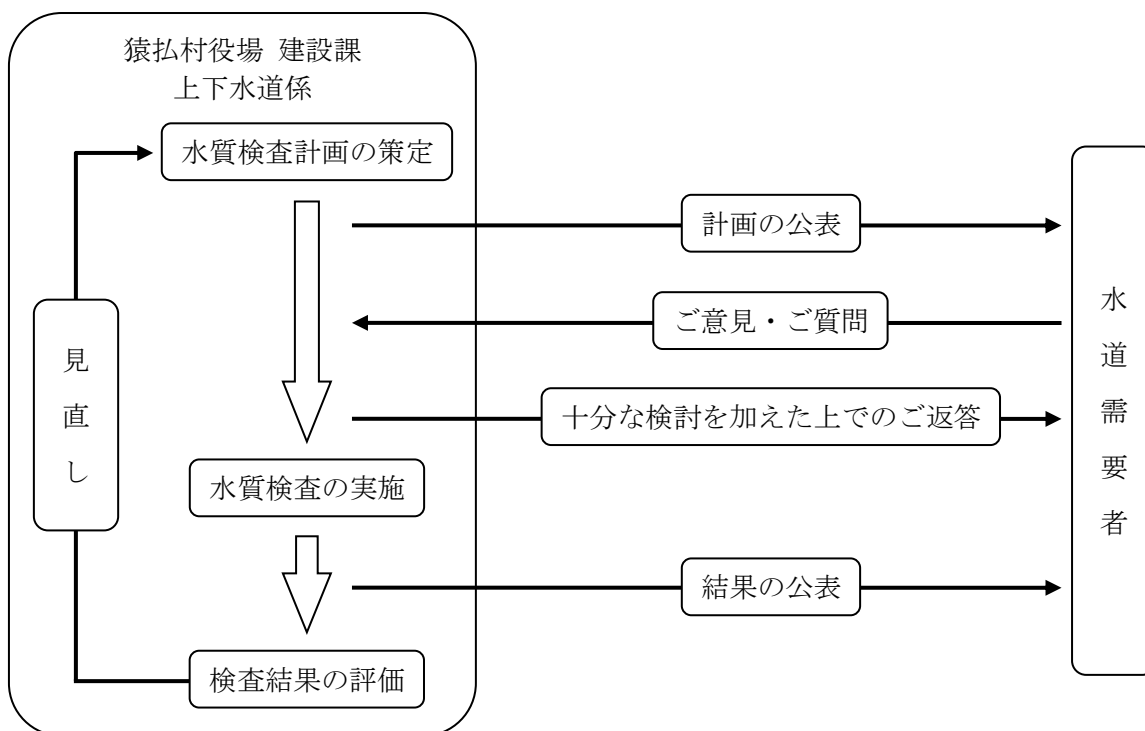
9. 水質検査の実施状況における確認

水質検査機関には結果の根拠となる資料等を求め、適正に検査が実施されているかの確認を行います。

10. 水質検査計画および水質検査結果の公表

水質検査計画とこれに基づいて実施した検査の結果は公表します。

また、需要者の皆様からいただいたご意見、ご質問は、十分に検討を加えお答えいたします。



11. その他の水質検査の実施に際し配慮すべき事項

(1) 水質検査結果の評価に関する事項

水質基準は、水道により供給される水の水質要件であり、水道により供給される水すべてについて満たされる必要があります。検査結果については、水質基準の遵守及び管理目標値の確認はもとより、村の水質管理や浄水処理の工程管理に利用します。また、原水の結果については、水源の水質保全対策に活用するなど、安全で良質な水道水の供給に反映させます。

(2) 水質検査計画の見直しに関する事項

水質検査計画の見直しは、当該年度分を含めた過去3年の検査結果と水源の状況に基づいて行います。また、需要者の皆様から寄せられた水質検査計画及び検査結果に関するご意見等も、参考にさせていただきます。

12. 関係機関との連携

水質汚染事故が発生した場合には、素早く適切な措置が講じられるように水質検査委託機関との連携に努めるとともに、速やかに稚内保健所に通報し必要な助言を受けます。

北海道の関係部局、本村関係部局と連絡調整・情報収集を計り、水質管理に万全を期します。